

ドイツにおける地方公営企業の法制度

論点①から③までを中心に

「第2回人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会」

2019年6月13日

宇野二郎(横浜市立大学)

報告の趣旨と前提

- ◆ 「論点(案)」(第1回研究会資料)の論点①から論点③までについて、関連するドイツの地方公営企業(Eigenbetrieb)制度を紹介(* 条文は仮訳であり、定訳を踏まえていない場合もある)。
- ◆ ドイツは連邦制であり、地方公営企業に関連する法制度は各州によって異なる(大きく異なるわけではないが、細部は異なる)。そこで、今回は、公会計制度改革に伴い2004年に法改正を行ったノルトライン・ヴェストファーレン州の法制度について報告(他州の状況については必要に応じて言及)
- ◆ なお、大都市水道事業(「シュタットベルケ」を含む)では私法形態の採用が多い。「地方公営企業」形態を採用するのは、中小規模水道事業(「シュタットベルケ」を含む)、下水道事業(この他にも多様な事業がこの形態で運営される)(* シュタットベルケとは電力、ガス、水道等を統合的に運営する市町村主体の企業を指す。株式会社・有限会社形態のみならず地方公営企業形態もある。)
- ◆ 「地方自治法」(①経済的企業の許容性、②利用しうる公企業の経営形態、③地方公営企業制度や営造物法人制度、④私法形態利用の条件、派遣者の任務、⑤公企業に対する統制方法、⑥経営の原則、等)を前提に、「地方公営企業法」が置かれる。なお、使用料に関しては「地方公租公課法」に規定が置かれる(* 地方自治法は、「市町村規則」「自治体基本法」等、各州で名称は異なる)。
- ◆ その他の論点: 論点⑤「公営企業の多様な経営形態に応じた制度のあり方」→外部化の条件、派遣者の位置づけ、出資企業管理、「共同営造物法人」に関する規定あり。論点⑧「その他」→間接経営形態として「営造物法人」の制度あり。

論点① 経営規律の確立 定款

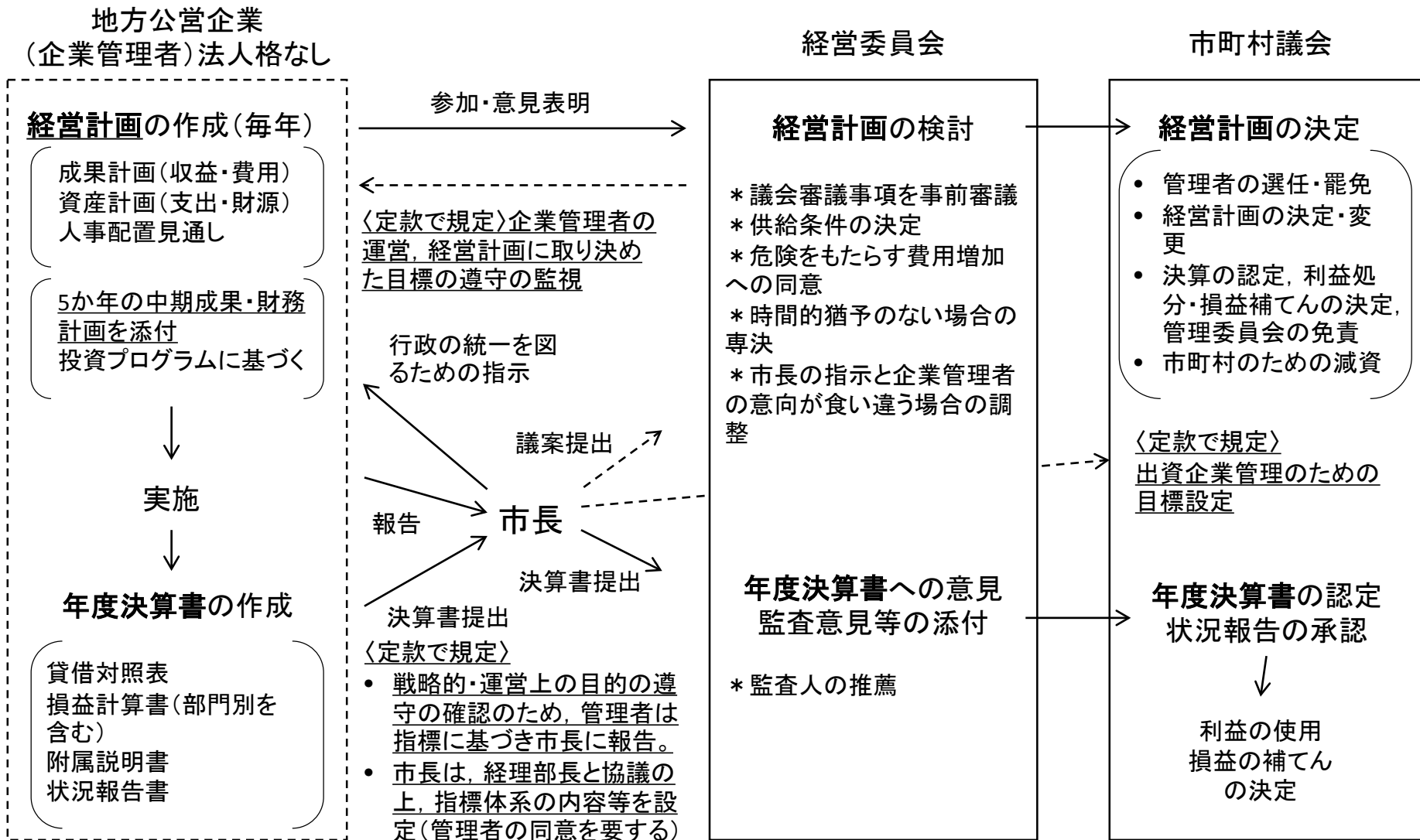
- 名称, 自己資本
 - 企業の対象
 - 各機関(管理者, 経営委員会, 市町村議会, 市町村長)の権限
 - 運営, 及び会計制度
 - 会計年度, 等
- * 任意項目も許されるが「様式」どおりに作成されている。

NRW州「地方公営企業法」第1条

第1条 法人格をもたない市町村の経済的企業(市町村規則第114条)は, 地方公営企業として, 市町村規則及び本令並びに地方公営企業の経営条例の定めに基づき運営される。

論点① 経営規律の確立

NRW州地方公営企業法における経営サイクル



注: Wuppertal市上下水道事業の「定款」を参照。

論点① 経営規律の確立

経営原則及びリスクの早期発見

- 経営原則→公共目的充足の持続可能性, 及び「資産」の維持を担保する利益獲得

NRW州「市町村規則」第109条

第1項 公共目的が持続可能に満たされるように, 企業や施設は運営, コントロール, 統制されるものとする。公共目的の充足が損なわれない限りにおいて, 企業は市町村の予算に収入をもたらすものとする。

第2項 収益と費用の差額としての経済的企業の年度利益は, 技術的, 経済的な企業の発展に必要な積立金のほか, 少なくとも金融市場において通常な自己資本に対する利子を獲得できるほどの高さとする。

- 資産及び給付能力維持のための手段として「リスク早期発見体制」の構築を義務づけ。

NRW州「地方公営企業法」第110条

第10条 地方公営企業の継続的な技術的, 経済的な給付能力について配慮がなされなければならない。このために特に, その発展を場合によっては損なうリスクの早期の識別を可能とする監視体制が構築されなければならない。リスクの早期識別には特に[次のものが]必要とされる。

リスクの同定

リスクの評価

リスクコミュニケーションを含む, リスク克服の措置

リスクの監視/リスクの継続的な補正

記録

論点① 経営規律の確立

出資企業管理・報告書

- 市町村全体の観点から地方公営企業等に関して「出資企業管理」が実践されている。
 1. 出資企業の管理(市町村の目標や予算との調整, 等)
 2. 派遣者の支援(経営委員会の審議事項に関する意見書作成, 研修, 等)
 3. 出資企業のコントロールリング(指標等の分析・報告, 等)
- そのために各州の地方自治法では「出資企業報告書」の作成・公表が市町村に義務づけられている(以下はニーダーザクセン州の場合)。
 1. 企業等の対象、出資関係、機関の構成、その企業等による出資
 2. 企業等による公共目的の履行状況
 3. 事業発展の基本的な特質、企業等が置かれた状況、市町村による資本注入・取り崩し、予算・資金に対する影響
 4. 経済活動の三要件(公共目的, 適切な給付能力, 補完性)が満たされていること
- 2州(ニーダーザクセン州, メクレンブルク・フォアポンメルン州)では「出資企業管理」が規定される

メクレンブルク・フォアポンメルン州「地方自治法」第75a条「出資企業管理」

第75条a 市町村は公共目的に基づき企業や施設を調整し, 監督するものとする(出資企業管理)。出資管理の実施, 出資コントロールリングの確立, 企業及び施設における市町村代表者への助言及び支援, 企業や施設の機関における公益擁護の調整, 企業や施設の経営計画の市町村予算との調整が求められる。

論点② 料金のあり方

資産及び給付能力の維持のための料金設定

- 地方公営企業は「特別財産」として位置づけられ、その維持を図ることが義務付けられている。

NRW州「地方公営企業法」第9条第1項

第9条第1項 地方公営企業は、財政的には、市町村の特別財産として管理され、表示されなければならない。特別財産の維持を図ることが留意されなければならない。[後略]

NRW州「地方公営企業法」第10条第3項から6項まで「資産及び給付能力維持の手段」

10条第3項 地方公営企業の技術的、経済的な発展のため、及び、減価償却が十分でない限りでは更新のために、積立金が形成されなければならない。大規模な投資にあつては、自己金融と並んで借入金による資金調達をすることができる。自己資本及び他人資本は互いに適当な割合でなければならない。

第10条第4項 省略(減資の制限)

第10条第5項 地方公営企業の年度利益は、第3項に基づく適当な積立金の他に、少なくとも資本市場において通常の自己資本の利回りが獲得されるほどの大きさとする。

第10条第6項 場合によっては生じうる年度損失は、それが市町村の予算から補填されない限り、当該損失は新年度会計に繰り越されなければならない。それに続く5年間の利益は、まず損失の償却に充てられなければならない。5年経過後なお償却されていない繰越欠損は積立金によって補填され得る。ただし、これを自己資本が許す場合に限る。これがゆるされない場合には、市町村の欠損は市町村の予算からの資金によって補填されなければならない。

論点② 料金のあり方 使用料算定の原則

- 料金算定期間は3年間以内
- 算定上の原価を超えた分(あるいはそれに達しない分)は続く4年間で調整
- 原価＝減価償却費＋投下資本に対する適切な利子を含む
- なお、第6条第1項(使用料賦課、費用補償の規定)においてNRW州市町村規則第109条(下記)に変更はない旨が明記されている。

NRW州「地方公租公課法」第6条第2項

第2項 第1項における費用は経営の基本原則に従い見積もられる費用である。料金算定の基礎として最長で3年間の算定期間が用いられる。算定期間終了時の原価補償超過は、続く4年間で清算されるものとする。また原価補償不足もこの期間に清算されるものとする。費用には、外部委託費用、推測上の使用期間、あるいは使用量に応じて均一に見積もられた減価償却費、並びに、投下資本に対する適切な利子が含まれる。第三者の負担金及び補助金から調達された自己資本は除かれる。施設や設備の収益に売上税がかかる限りにおいて、市町村及び市町村連合は売上税を料金支払義務者に負わせることができる。

NRW州「市町村規則」第109条(再掲)

第2項 収益と費用の差額としての経済的企業の年度利益は、技術的、経済的な企業の発展に必要な積立金のほか、少なくとも金融市場において通常な自己資本に対する利子を獲得できるほどの高さとする。

論点③ 会計・経営の単位

- 相互に関連する事業の単一企業への統合が原則(その他の事業の統合も可)
- 部門ごとのセグメント会計が必要(部門別の概括表を作成を要求する州もある)

NRW州「地方公営企業法」第8条, 第23条

第8条(地方公営企業の統合) 市町村の供給企業は,それが地方公営企業である場合には,ひとつの地方公営企業に統合されるものとする。交通企業にもこのことは適用される。供給企業は経営条例によって「ゲマインデベルケ(「シュタットベルケ」)」の名称を与えられる。企業の定款は、
a) 交通企業並びにその他の地方公営企業をゲマインデベルクに含めること、
b) 特例として、個別の供給企業、あるいは個別の交通企業の別々の運営を定めること、
ができる。

さらに、市町村のその他の企業をひとつの統合地方公営企業に統合することもできる。

第23条(損益計算書) 第2項

ひとつ以上の部門をもつ地方公営企業は,毎経営年度末において,各部門の損益計算書を作成し,添付書類に加えるものとする。その際、供給と給付が別々に割り当てられない限りにおいて、共通経費及び収入は事実に基づいて諸部門に按分されなければならない。